

厚生労働省委託事業

平成25年度じん肺有所見者に対する教育指針等の普及定着事業講習会

◇目的◇

じん肺の防止については、じん肺法の施行以降、関係する皆様方の努力により、じん肺の新規有所見者数には大幅な減少がみられましたが、近年のじん肺有所見者の発生状況は今なお新規有所見者の発生例が見られ、さらなる対策の実施、強化が求められる状況です。

そこで、じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発を行うため、事業場で健康管理教育を担当する産業医等を対象に、労働省（現：厚生労働省）より示された「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく講習会を全国7箇所（札幌市、仙台市、東京都千代田区、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市）で開催いたします。

◇対象◇

産業医を中心とする産業保健スタッフ（産業医、衛生管理者、保健師、看護師等）

開催地	開催日時	会場	定員
名古屋	11月18日 (月) 13時00分～ 17時00分	ウインクあいち 9階902 大会議室 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38 〔申込先〕 愛知産業保健推進センター 〔問合せ先〕 052-950-5375	150人
仙台	12月5日(木) 13時00分～ 17時00分	住友生命仙台中央ビル(SS30) 20階 第2会議室A 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 〔申込先〕 宮城産業保健推進センター 〔問合せ先〕 022-267-4229	50人
広島	12月10日 (火) 14時00分～ 18時25分	広島県立総合体育館 中会議室 広島県広島市中区基町4-1 〔申込先〕 広島産業保健推進センター 〔問合せ先〕 082-224-1361	50人
札幌	12月12日 (木) 13時00分～ 17時00分	札幌全日空ホテル 3階 祥雲 北海道札幌市中央区北3条西1丁目2番地9 〔申込先〕 北海道産業保健推進センター 〔問合せ先〕 011-242-7701	50人
福岡	12月13日 (金) 13時00分～ 17時00分	博多バスターミル 9階大ホール 福岡県福岡市博多区博多駅中央街2番1号 〔申込先〕 福岡産業保健推進センター 〔問合せ先〕 092-414-5264	80人
大阪	12月19日 (木) 13時00分～ 17時00分	エル・おおさか 本館708号室 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 〔申込先〕 大阪産業保健推進センター 〔問合せ先〕 06-6944-1191	120人
東京	12月25日 (水) 13時00分～ 17時00分	二松學舎大学 九段1号館201号 東京都千代田区三番町6-16 〔申込先〕 東京産業保健推進センター 〔問合せ先〕 03-5211-4480	120人

じん肺有所見者の 健康管理対策を推進しましょう

●じん肺有所見者に対する健康管理教育のための ガイドラインについて

じん肺の予防対策につきましては、じん肺法、労働安全衛生法及び粉じん障害防止規則等により、じん肺健康診断の実施などの粉じん作業に従事する労働者の健康管理対策及び粉じんを発生させないようにするなどの衛生工学的な対策が規定されているところです。

じん肺は、粉じんを吸い込むことにより、肺に線維性の変化を起こさせる病気で、現在の医学ではこの病変を回復させる有効な治療の方策は一般的にはありません。既にじん肺の所見のある労働者のじん肺の進行を防止するためには、事業者が労働者の粉じんへのばく露を最小限とすることが重要ですが、これと同時に、労働者も健康的な生活習慣や合併症の予防などのじん肺の進行を防止するための知識を得ることが重要です。

このため、労働省では、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」を策定しました。このガイドラインを参考に、じん肺の所見を有する労働者の健康管理対策に取り組みましょう。

厚生労働省・中央労働災害防止協会

教育の対象者・実施時期

教育の対象者及び教育の実施時期は表1のとおりです。

なお、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事させたことがある労働者のうち、現にじん肺管理区分が管理2、管理3イ又は管理3ロであって、当該教育を受けていない者についても随時教育を行うこととしています。

表1

対 象 者	実 施 時 期
(1)常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事させたことがある労働者のうち、じん肺健康診断で新規に有所見となった者	新規に有所見となったとき
(2)常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事させたことがある労働者のうち、じん肺健康診断でじん肺管理区分が管理2から管理3イ又は管理3ロになった者及び管理3イから管理3ロになった者	当該時期

教育の内容、時間、方法及び講師

(1) 内容及び時間

表2の科目の欄に掲げる①から③の科目について、それぞれの範囲の欄に掲げる範囲について、時間の欄に掲げる時間により行うこととしています。

なお、既に当該教育を受けたことのある者については、①及び③の科目について省略することができることとしています。

表2

科 目	範 囲	時 間
① じん肺について	イ 肺と呼吸の仕組み ロ じん肺の概要 ハ 粉じんの種類とその影響 ニ じん肺の症状	0.5
② じん肺の進行の防止と健康管理	イ 粉じんばく露の低減化措置 ロ 健康的な生活習慣 ハ 合併症の予防	1.5
③ じん肺法等関係法令	イ 関係法令 (じん肺法、労働安全衛生法、粉じん障害防止規則、労働者災害補償保険法等) ロ 関係手続き	1.0

(2) 方法

教育の方法としては、講義方式に加え、ビデオ、スライド等を用いた視聴覚教育、必要に応じて個別相談を行う等科目の内容に応じて効果の上がる方法で行うこととしています。

(3) 講師

教育内容について、知識、経験を豊富に有する者としています。

なお、表2の「②じん肺の進行の防止と健康管理」の科目の講師としては、じん肺に関し、知識、経験を豊富に有する産業医等が適当です。

また、表2の「①じん肺について」及び「③じん肺法等関係法令」については、産業医のほかに、衛生管理者、労働衛生コンサルタントその他労働衛生に関する知識を有する者が適当です。



教育の推進体制の整備等

(1) 教育の実施者

教育の実施者は事業者ですが、事業者が自ら行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できることとされています。

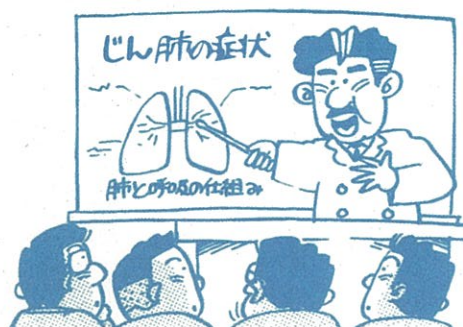
事業者または事業者の委託を受けた安全衛生団体等は、あらかじめ教育の実施に当たって実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成することとしています。

なお、事業者が教育を実施する場合は、衛生委員会の設置義務のある事業場においては、衛生委員会または安全衛生委員会で教育の対象者、実施時期、内容、講師の選定等の実施計画について調査審議させることが適当です。

また、事業者が安全衛生団体等に委託して教育を行う場合についても、衛生委員会の設置義務のある事業場においては、衛生委員会または安全衛生委員会で教育の対象者、委託団体、委託時期等について調査審議させることが適当です。

(2) 記録の保存

事業者は、事業者自ら教育を行った場合に加えて、安全衛生団体等に委託して教育を実施した場合についても、教育の受講者、実施時期等の記録を保存することとしています。



- ◇本リーフレットについてのお問い合わせは
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署

- ◇または
中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センターまで。(TEL.03(3452)3976)